

第5節 国際平和協力活動への取組

防衛省・自衛隊は、紛争・テロなどの根本原因の解決などのための開発協力を含む外交活動とも連携しつつ、国際平和協力活動などに積極的に取り組んできたところである。

新防衛大綱においても、国際平和協力活動について、平和安全法制も踏まえ、派遣の意義、派遣先国の情勢、わが国との政治・経済的関係などを総合的に勘案しながら、主体的に推進することとされている。

1 国際平和協力活動の枠組みなど

1 国際平和協力活動の枠組みと本来任務化の経緯

防衛省・自衛隊は、国際平和協力活動として、現在までに①国際連合平和維持活動（いわゆる国連PKO）への協力をはじめとする国際平和協力業務、②海外の大規模な災害に対応する国際緊急援助活動、③旧イラク人道復興支援特措法に基づく活動並びに④旧テロ対策特措法及び旧補給支援特措法に基づく活動を行ってきた。07（平成19）年には、国際平和協力活動を、付随的な業務¹から、わが国の防衛や公共の秩序の維持といった任務と並ぶ自衛隊の本来任務²に位置づけた。また、16（平成28）年3月には、平和安全法制が施行され、特別措置法によることなく、一般法に基づき国際平和共同対処事態に際して協力支援活動などを行うことができるようになった。

Q 参照 II部5章2節（平和安全法制施行後の自衛隊の行動などに関する枠組み）

図表Ⅲ-3-5-1（自衛隊による国際平和協力活動）

資料15（自衛隊の主な行動）、

資料16（自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定）、

資料53（国際平和協力活動関連法の概要比較）、

資料54（自衛隊が行った国際平和協力活動など）

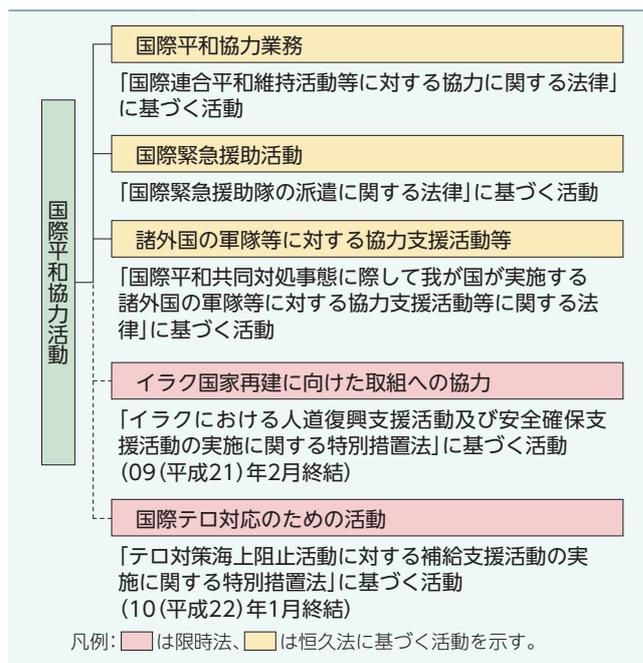
2 国際平和協力活動を迅速、的確に行うための平素からの取組

自衛隊が国際平和協力活動に積極的に取り組むためには、引き続き、各種体制の整備を進めるな

ど、平素からの取組が重要である。このため、陸海空自ともに、派遣待機部隊などを指定し、指定された部隊などは、常続的に待機についている。

15（平成27）年9月、国連は国際平和維持活動における柔軟性及び即応性を確保すべく、国連本部が各国の登録内容をより具体的に把握することを目的として平和維持活動即応能力登録制度（PCRS）Peacekeeping Capability Readiness Systemを立ち上げた。これを踏まえ、16（平成28）年3月、わが国は施設部隊や司令部要員などについて登録を行った。また、17（平成29）年11月の国連PKOに関する国防大臣会合において、PKOの早期展開のための航空輸送支援を行うことができるよう、固定翼航空機をPCRSに追加登録すべく調整する旨発表した。

図表Ⅲ-3-5-1 自衛隊による国際平和協力活動



1 自衛隊法第8章（雑則）あるいは附則に規定される業務

2 自衛隊法第3条に定める任務。主たる任務はわが国の防衛であり、従たる任務は公共の秩序の維持、周辺事態（07（平成19）年当時）に対応して行う活動及び国際平和協力活動である。なお、周辺事態は16（平成28）年の平和安全法制施行に伴い、重要影響事態に改正されている。

また、自衛隊は、国際平和協力活動などにおいて人員・部隊の安全を確保しつつ任務を遂行するために必要な、派遣先での情報収集能力や防護能力の強化を進めている。また、多様な環境や任務の長期化に対応するため、輸送展開能力や情報通信能力の向上、円滑かつ継続的な活動のための補給や衛生の体制整備にも取り組んでいる。

国際平和協力活動への従事にあたり必要な教育については、陸上総隊隷下の国際活動教育隊において、派遣前の陸自要員の育成、訓練支援などを行っている。また、統合幕僚学校の国際平和協力センターでは、国際平和協力活動などに関する基礎的な講習を行うとともに、国連が実施するPKO活動などにおける派遣国部隊指揮官や、派遣ミッション司令部幕僚要員を養成するための専門的な教育を、国連標準の教材や外国人講師も活用して行っている。さらに、平成26（2014）年度からは外国軍人や関係省庁職員に対する教育も行っている。これは、多様化・複雑化する現在の国際平和協力活動の実態を踏まえ、関係省庁や諸外国などとの連携・協力の必要性を重視したものであり、教育面での連携の充実を図ることで、より効果的な国

際平和協力活動に資することを目指している。

3 派遣部隊に対する福利厚生やメンタルヘルスケア

国や家族から遠く離れ、困難な勤務環境下で任務を遂行することを求められる派遣隊員が、心身の健康を維持して任務を支障なく遂行できる態勢を整えることは極めて重要である。このため、防衛省・自衛隊では、任務に従事する隊員や留守家族の不安を軽減するよう、各種家族支援施策を実施している。

また、メンタルヘルスケアとして、派遣隊員に対し、①派遣前のストレス軽減に必要な知識を与えるための講習、②派遣前から派遣後にかけての複数回のメンタルヘルスチェック、③派遣中のメンタルヘルス要員などによる隊員の不安や悩みなどの相談についてカウンセリング、④派遣中の本邦から専門的知識を有する医官を中心としたメンタルヘルス診療支援チームの派遣、⑤帰国に際してのストレス軽減のための帰国前教育及び⑥帰国後の臨時健康診断など、派遣部隊の特性に応じて必要なケアを実施している。

2 国連平和維持活動などへの取組

国連PKOは、世界各地の紛争地域の平和と安定を図る手段として、伝統的な停戦監視などの任務に加え、近年では、文民の保護（POC）、政治プロセスの促進、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）、治安部門改革（SSR）、法の支配、選挙、人権などの分野における支援などを任務とするようになっている。現在、14の国連PKOが設立されている（19（令和元）年5月末現在）。

また、紛争や大規模災害による被災民などに対して、人道的な観点や被災国内の安定化などの観点から、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）などの国際機関や各国政府、非政府組織（NGO）などにより、救援や復旧活動が行われている。

これまで、わが国は、25年以上にわたって、カンボジア、ゴラン高原、東ティモール、ネパール、

南スーダンなど、様々な地域において国際平和協力業務などを実施しており、その実績は内外から高い評価を得ている。

現在、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に引き続き司令部要員を派遣しているほか、平和安全法制の施行により、国際連携平和安全活動への参加が可能となり、19（平成31）年4月には多国籍部隊・監視団（MFO）への司令部要員の派遣を開始した。

新防衛大綱及び新中期防³は、今後も国際平和協力活動については、主体的に推進することとしている。特に、これまでに蓄積した経験を活かし、人材育成などに取り組みつつ、現地ミッション司令部要員などの派遣やわが国が得意とする分野における能力構築支援などの活動を通じ積極的に貢献することとしている。

3 II部4章1節脚注2参照

1 国連平和維持活動にかかる国際会議など

防衛審議官は、19（平成31）年3月に、ニューヨーク（米国）で開催された「国連PKOに関する閣僚級会合」において、わが国の今後の貢献策として、PKOミッションの成功のためには、各国部隊や要員が高い能力と即応性を備えていることが重要であることから、わが国が中心となり実施してきた国連PKO支援部隊早期展開プロジェクトへのさらなる貢献、わが国のこれまでの活動で培った知識及び技能を活用した支援となる国連PKO工兵部隊マニュアル改訂作業、PKO分野での女性要員増加に向けた取組などについて言及した。



「国連PKOに関する閣僚級会合」で演説を実施する西田防衛審議官
（19（平成31）年3月）

2 多国籍部隊・監視団 (MFO Multinational Force and Observers) への派遣

(1) MFO への派遣の経緯など

1973（昭和48）年の第4次中東戦争の後、1979（昭和54）年3月に「エジプト・アラブ共和国及びイスラエル国との間の平和条約」が締結された。しかしながら、同平和条約に基づく国連の部隊及び監視団の設立については、国連安保理議長から合意不成立の通告があったことから、1981（昭和56）年8月、紛争当事者であるエジプトとイスラエルは、米国の仲介により、多国籍部

隊・監視団（以下「MFO」という。）設立の根拠となる「エジプト・アラブ共和国とイスラエル国との間の平和条約の議定書」に署名し、平和条約に定められた国際連合の部隊及び監視団の任務及び責任を代替する機関としてMFOが設立された。

MFOは、1982（昭和57）年の活動開始以来、エジプトとイスラエルとの間の対話や信頼醸成の促進を支援することにより、わが国の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に貢献してきた。また、わが国は、中東におけるわが国の果たす役割への期待が高まってきた中、昭和63（1988）年度に初めてMFOへの財政支援を実施し、それ以来、MFOへの財政貢献を行ってきたところである。

このようなわが国の貢献についてMFOから高い評価がなされ、MFOからわが国に対し、要員の派遣について要請があった。わが国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくにあたり、国

図表Ⅲ-3-5-2 MFO活動の概要及び関連地図

活動概要 (2019年4月時点)		関連地図
活動地域	エジプト・シナイ半島	
本部所在地	イタリア・ローマ	
現地司令部	シャルム・エル・シェイク (シナイ半島南部、南キャンプ内)	
設立根拠	「エジプト・アラブ共和国及びイスラエル国との間の平和条約」(1979年3月) 「エジプト・アラブ共和国とイスラエル国との間の平和条約の設立議定書」(1981年8月)	
活動期間	1982年4月25日～	
幹部	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務局長：ロバート・S・ビークロフト（米） ● 司令官：サイモン・A・スチュアート（豪） 	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● MFOキャンプ <p>南キャンプ シャルム・エル・シェイク (司令部要員の派遣先)</p>
要員数	<ul style="list-style-type: none"> ● 軍事要員：1,152名（要員派遣国：13か国） ※活動部隊は、歩兵大隊、沿岸警備隊、航空部隊、文民監視団などから構成	<p>100km</p>

際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、協力を行うこととした。このため、19（平成31）年4月2日にシナイ半島国際平和協力業務の実施について閣議決定を行った上で、初めての国際連携平和安全活動としてMFOへの司令部要員2名の派遣を開始した。

【参考】 Ⅱ部5章2節5項2（国際平和協力業務）

（2）司令部要員などの活動

司令部要員2名は、シナイ半島南部シャルム・エル・シェイクの南キャンプに所在するMFO司令部において、エジプト及びイスラエルの政府その他の関係機関とMFOとの連絡調整に従事する連絡調整部の副部長及び部員として勤務している。

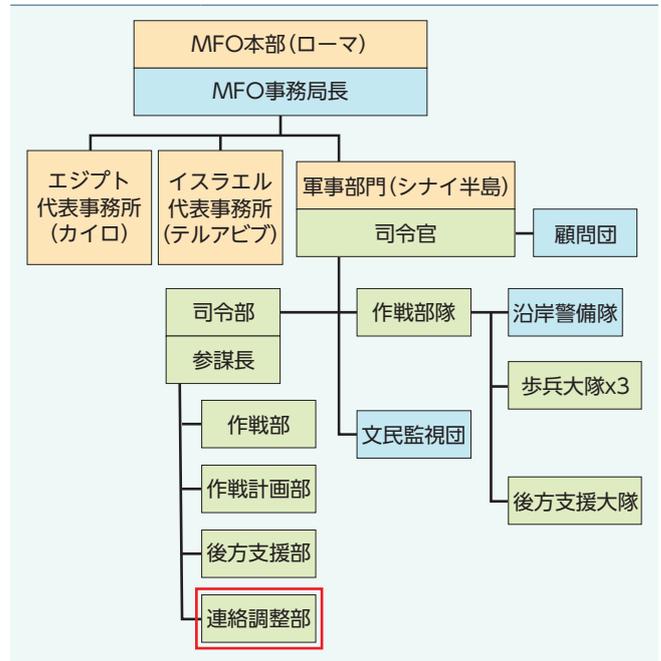
また、MFOに派遣された司令部要員2名が円滑かつ効果的に活動を行えるよう、派遣先国において関係機関との連絡・調整などを行うため、カイロに連絡調整要員1名を派遣している。

この活動を通じ、中東の平和と安定へのわが国の一層積極的な関与の姿勢を示すことになるほか、米

国などの他の要員派遣国との連携の促進にもつながり、人材育成の新たな機会となることも期待される。

【参考】 図表Ⅲ-3-5-2（MFO活動の概要及び関連地図）
図表Ⅲ-3-5-3（MFO組織図）

図表Ⅲ-3-5-3 MFO組織図



VOICE

シナイ半島における多国籍部隊・監視団（MFO）への派遣について

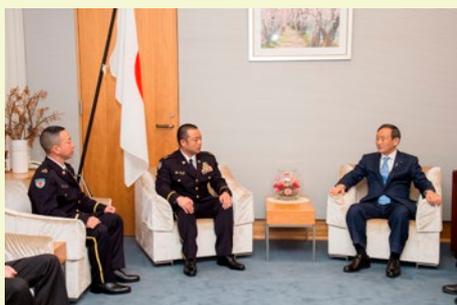
陸上総隊司令部（東京都練馬区）

MFO司令部要員 2等陸佐 くわはら なおと 桑原 直人

平成31年4月から、シナイ半島における多国籍部隊・監視団（MFO）司令部連絡調整部副部長として、エジプト南部のシャルム・エル・シェイクにおいて勤務しています。今回、私ともう一人（若杉1尉）の2名が、初めてMFO司令部要員として連絡調整部に派遣されました。

MFOでの勤務は、エジプト・イスラエルの両国とMFOとの間での連絡調整業務を行うとともに、連絡調整部長の補佐として、連絡調整部に所属する各国から派遣されている連絡官の報告文書などの確認、スケジュール管理などを実施しています。

MFOには、わが国の他に米国をはじめ12か国から要員が派遣されており、仕事のやり方や生活習慣、環境など、日本での勤務と異なり戸惑うことも多いですが、個性豊かな各国の連絡官とコミュニケーションをとりつつ、エジプト・イスラエル間の平和に貢献することができる、非常に有意義な勤務と感じています。まだまだ派遣されて日が浅く、毎日が新しいことの連続ですが、司令部の一員として、責務を果たせるよう頑張ります。



菅官房長官への出国挨拶を実施する著者（中央）



現地での活動状況

3 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) United Nations Mission in the Republic of South Sudan

(1) UNMISSへの派遣の経緯など

05 (平成17) 年1月、スーダン政府とスーダン人民解放運動・軍が南北包括和平合意 (CPA) に署名したことを受けて、国連スーダン・ミッション (UNMIS) が設立された。

わが国は、08 (平成20) 年10月以降、UNMIS司令部要員 (兵站幕僚及び情報幕僚) として陸上自衛官2名を派遣していたところであり、11 (平成23) 年7月には、南スーダン独立にともなってUNMISの任務は終了したが、平和と安全の定着や南スーダンの発展のための環境構築の支援などを目的として、国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) が設立された。政府は、国連からのUNMISSに対する協力、特に陸自施設部隊の派遣要請を受け、同年11月に司令部要員2名 (兵站幕僚及び情報幕僚) の派遣、同年12月には自衛隊の施設部隊、現地支援調整所 (当時) 及び司令部要員1名 (施設幕僚) などの派遣、14 (平成26) 年10月には司令部要員1名 (航空運用幕僚) の派遣をそれぞれ閣議決定した。

南スーダンは6つの国と国境を接し、アフリカ大陸を東西南北に結ぶ、極めて重要な位置にある。南スーダンの平和と安定は、南スーダン一国のみならず、周辺諸国の平和と安定、ひいてはアフリカ全体の平和と安定につながるものであり、かつ国際社会で対応すべき重要な課題である。防衛省・自衛隊は、これまでの国連PKOにおいて実績を積み重ね、国連も高い期待を寄せているインフラ整備面での人的な協力を行うことで、同国の平和と安定に貢献してきた。

Q 参照 I部3章7節3項7 (南スーダン情勢)

(2) 派遣施設隊の活動

12 (平成24) 年1月、南スーダンの首都ジュバ及びウガンダにおいて、自衛隊の国連PKO活動では初めて、現地支援調整所 (当時) を設置し、派遣施設隊が行う活動に関する調整を開始した。派遣施設隊は同年3月にジュバの国連施設内での施設活動を開始して以降、順次活動を拡大し同年6月の第2次要員への交代以後は300名を超える規

模を維持し、安全を確保しながら道路の補修や避難民向けの施設構築を行うなど、意義のある活動を行ってきた。16 (平成28) 年12月の第11次要員への交代後、平和安全法制で新たに認められたいわゆる「駆け付け警護」の任務を付与するとともに、宿営地の共同防護を行わせることとした。

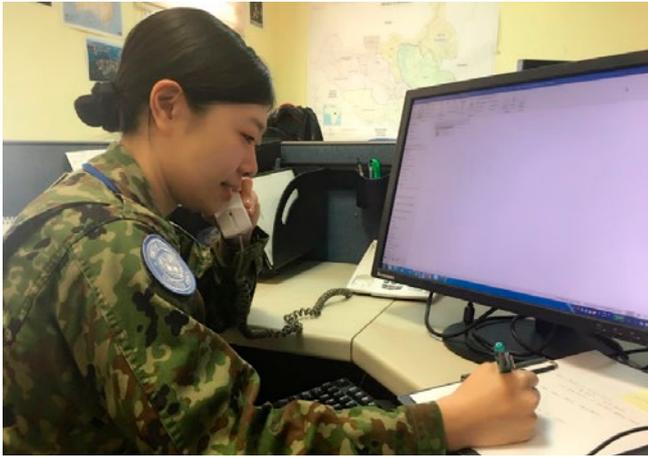
派遣施設隊は、17 (平成29) 年1月で派遣開始から5年という節目を越え、主要な実績だけでも、道路補修は延べ約260km、用地造成は延べ約50万 m^2 など、これまでのわが国PKO活動の中で、最大規模の実績を積み重ねてきた。わが国として、自衛隊が担当するジュバにおける施設活動について一定の区切りをつけることができたことなどを総合的に勘案した結果、17 (平成29) 年3月10日、同年5月末をもって自衛隊の施設部隊による活動を終了することを政府として決定し、同年3月24日、防衛大臣から派遣施設隊の業務終結に係る行動命令が発出された。要員は撤収作業に従事した後、同年5月末までに南スーダンから順次撤収し、UNMISSにおける施設部隊による業務を終結した。

なお、国連から、道路の維持補修などに活用するため派遣施設隊が保有する重機、車両、居住関連コンテナなどの物品の譲渡要請があったことから、わが国によるUNMISSへの協力をさらに効果的なものにするため、これらの物品を無償でUNMISSに譲渡した。また、この譲渡に先立ち、UNMISSの要請を受け、日本隊撤収後もUNMISSがこれらの重機などを用いて円滑に施設活動を行えるよう、UNMISS職員に対し重機などの操作や整備に関する教育を行った。

派遣施設隊のこうした献身的な活動は、国連及び南スーダンから感謝され高い評価を受けた。

(3) 司令部要員などの活動

UNMISS司令部に対する要員派遣は継続しており、現在、4名の陸上自衛官 (兵站幕僚、情報幕僚、施設幕僚、航空運用幕僚) がUNMISS司令部において活動を実施している。兵站幕僚はUNMISSの活動に必要な物資の調達・輸送、情報幕僚は治安情勢にかかる情報の収集・整理、施設幕僚はUNMISS全体の施設業務にかかる企画・立案、航空運用幕僚はUNMISSが運航する



治安部門と電話での調整を行う情報幕僚

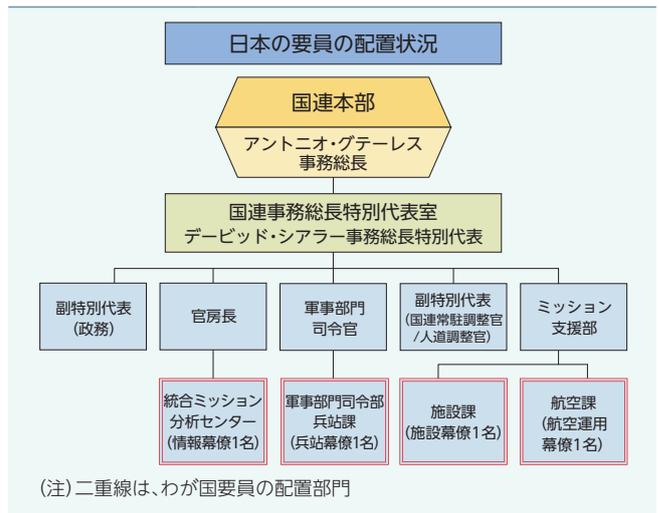
航空機の運航支援といった業務を行っている。

さらに、司令部要員の活動を支援するため、1名の連絡調整要員を在南スーダン連絡調整事務所に派遣している。連絡調整要員は、わが国のUNMISSに対する協力を円滑かつ効率的に行うことを目的として、南スーダン政府などと南スーダン国際平和協力隊との間の連絡調整に当たっている。このように、わが国は引き続き、UNMISSの活動に貢献していく。

参考 II部5章3節5項（南スーダンPKOにおける新たな任務の付与）

図表Ⅲ-3-5-4（UNMISSの組織）

図表Ⅲ-3-5-4 UNMISSの組織



ベトナムにおける国連PKO支援部隊早期展開プロジェクトにおいて、重機操作訓練を実施する陸自隊員（18（平成30）年11月）

4 国連事務局への防衛省職員の派遣

防衛省・自衛隊は、国連の国際平和に向けた努力に積極的に寄与し、また、派遣された職員の経験をわが国のPKO活動への取組に活用することを目的に、国連事務局へ職員を派遣している。19（令和元）年5月現在、2名の自衛官（担当級）が国連平和活動局において国連PKOの方針や計画の作成などに関する業務を行っており、また、1名の事務官（担当級）が国連活動支援局において「三角パートナーシップ・プロジェクト⁴」に関する業務を行っている。02（平成14）年12月以降、現在派遣中の職員を含め、これまでに国連平和活動局に延べ6名（課長級1名、担当級5名）の自衛官を、また、国連活動支援局に延べ2名（担当級2名）の事務官を派遣した。

参考 資料52（国際機関への防衛省職員の派遣実績）

5 PKOセンターへの講師などの派遣

防衛省・自衛隊は、アフリカ諸国などの平和維持活動における自助努力を支援するため、PKO要員の教育訓練を行うアフリカ所在のPKOセンターなどに自衛官を講師などとして派遣しており、これらPKOセンターの機能強化を通じ、アフリカなどの平和と安定に寄与している。

参考 1節3項1（多国間安全保障枠組み・対話における取組）資料52（国際機関への防衛省職員の派遣実績）

6 国連PKO支援部隊早期展開プロジェクトへの支援

わが国は、これまでPKOの円滑化に欠かせない施設や輸送の分野で確かな信頼を得てきた。今後とも、PKOの早期展開を支援し、質の高い活動を

4 国連、国連PKOの要員派遣国及び技術や装備を有する第三国間の協力により、国連PKOの要員派遣国の要員の能力向上を支援するパートナーシップ

実現するため、14（平成26）年9月のPKOサミットにおいて、安倍内閣総理大臣が積極的な支援を表明し、本プロジェクトによって具体化された。

本プロジェクトは、わが国が拠出した資金を基に、国連活動支援局が重機の調達や施設要員への訓練を実施するものである。15（平成27）年9月の試行訓練以来、ナイロビ（ケニア）にある国際平和支援訓練センターに自衛官を教官として派遣しており、18（平成30）年6月から10月には同訓練センターにおいて、被教育者の重機操縦練度に応じて効率的かつ多くの隊員を訓練できるように、初級及び中級の2種類の訓練を年2回ずつ実施することとし、これに自衛官を派遣し、ガーナ国軍などの要員に対して施設機材操作訓練を実施した。これまで、7回の訓練を、アフリ

カの8か国 211名の要員に対して実施してきている。

また、PKO要員の30%以上がアジアから派遣されていることを踏まえ、施設要員に対する重機の操作訓練を実施する本プロジェクトを初めてアジア及び同周辺地域で行うこととした。18（平成30）年11月から12月にベトナムで試行訓練を行い、ベトナム、インドネシアなどアジア及び同周辺地域の9か国 16名の要員に対して実施した。

7 国連PKO工兵部隊マニュアルの改訂

防衛省・自衛隊は、国際平和協力活動において、より主導的な役割を果たすため、13（平成25）年以降、国連が進める国連PKO部隊マニュアル⁵の

VOICE

議長国として国連PKO工兵部隊マニュアルの改訂に携わって

施設学校（茨城県ひたちなか市）

国際平和協力活動幹部 3等陸佐 加地 貴一 かし かいち

国連は、国連PKO参加各国の参考文書として、航空、通信、輸送、後方支援などの10個の分野に関する国連部隊マニュアルを作成しています。その一つが「工兵マニュアル」であり、PKOに参加する工兵部隊の活動の目的、任務、能力、訓練などの基準を規定する内容となっています。2018年12月、東京において実施された専門家会合は、2019年夏頃までの改訂作業の中で行われる計4回の専門家会合の第1回目となるもので、国連のほか日本をはじめとする10か国の参加を得て開催されました。

私は、改訂作業を主導する議長（施設学校主任教官）の補佐として、会合の運営にかかる各種調整や「工兵マニュアル」の案文の作成などの改訂に関わる実務を担当しています。国連及び諸外国の専門家との調整を要する業務であり、会合当日に顔を合わせるまでは、かなりのプレッシャーと不安がありましたが、フランクな専門家達と接していく中で、お互いをファーストネームで呼び合うくらい関係を深め、円滑に会合を進行することができました。

本事業は、わが国から国連に対する知的貢献策の一つであり、私が陸上自衛隊で培った知識が多少なりとも国連のためとなることに大変やりがいを持つとともに、PKOに参加する世界中の工兵の能力向上に対する責任を感じています。



改訂の要領について説明する筆者



全体記念写真：筆者中段左から1人目

5 国連は、PKO派遣部隊に求められる能力の明確化と参加国の理解促進を目的として、職種ごとに、その目的、能力、任務などを規定するマニュアルを作成しており、PKO工兵部隊マニュアルはその1つである。国連PKOマニュアルは、工兵以外に、憲兵、航空、海上、偵察、河川、通信、特殊部隊、輸送、後方支援及び司令部支援の計10個の分野が存在している。

策定を支援することを目的に、工兵（施設）に関する分科会の議長国を務め、国連PKO工兵部隊マニュアルの完成に寄与した。

国連より、同マニュアルを改訂するにあたり、再度議長国の依頼を受けた。防衛省・自衛隊にとって、これまでのPKOミッションなどへの派遣を通じて蓄積した経験・能力を活かした貢献を

実施できる有意義な機会であり、工兵部隊マニュアルの改訂を担う議長国に再度就任することとした。マニュアル改訂作業のために、第1回の専門家会合を18（平成30）年12月に東京で開催した。

防衛省・自衛隊としては、引き続きマニュアルの改訂作業を続けるとともに、同マニュアルの普及に向け支援していく。

3 国際緊急援助活動への取組

近年、軍の果たす役割が多様化し、人道支援・災害救援などに軍の有する能力が活用される機会が増えている。自衛隊も、人道的な貢献やグローバルな安全保障環境の改善の観点から、国際協力の推進に寄与することを目的として国際緊急援助活動に積極的に取り組んでいる。

このため、平素から、自衛隊は事前に作成した計画に基づき任務に対応できる態勢を維持している。派遣に際しては、被災国政府などからの要請内容、被災地の状況などを踏まえつつ、外務大臣との協議に基づき、自衛隊の機能・能力を活かした国際緊急援助活動を積極的に行っている。

Q参照 資料54（自衛隊が行った国際平和協力活動など）

用した給水活動などの協力に加え、自衛隊の輸送機・輸送艦などを活用した人員や機材の被災地までの輸送などを行うことができる。

陸自は、国際緊急援助活動を自己完結的に行えるよう、陸上総隊や方面隊などが任務に対応できる態勢を常時維持している。また、海自は自衛艦隊が、空自は航空支援集団が、国際緊急援助活動を行う部隊や部隊への補給品などの輸送ができる態勢を常時維持している。さらに、15（平成27）年4月から、P-3C哨戒機による捜索活動の要請があった場合、迅速に対応できるよう態勢を整備した。

1 国際緊急援助隊法の概要など

わが国は、1987（昭和62）年に国際緊急援助隊の派遣に関する法律（国際緊急援助隊法）を施行し、被災国政府又は国際機関の要請に応じて国際緊急援助活動を行ってきた。1992（平成4）年、国際緊急援助隊法が一部改正され、自衛隊が国際緊急援助活動や、そのための人員や機材などの輸送を行うことが可能となった。

Q参照 資料15（自衛隊の主な行動）

2 自衛隊が行う国際緊急援助活動と自衛隊の態勢

自衛隊は、国際緊急援助活動として災害の規模や要請内容などに応じて、①応急治療、防疫活動などの医療活動、②ヘリコプターなどによる物資、患者、要員などの輸送活動、③浄水装置を活

3 インドネシアで発生した地震・津波に対する国際緊急援助活動

18（平成30）年9月28日、インドネシア中部スラウェシ島付近でM7.5の地震が発生し、インドネシア政府から要請があり、外務大臣との協議の結果、10月3日、自衛隊による国際緊急援助隊（現地調整所及び空輸隊）を派遣することを決定した。

防衛省・自衛隊は、10月3日に現地調整所要員が、同5日に空輸隊が現地入りし、翌6日から空自C-130H輸送機1機により輸送任務を開始した。同25日、防衛大臣による終結命令が発令され、同26日、23日間に及ぶ国際緊急援助隊の活動を終了した。空輸隊は、バリクパパン（カリマンタン島）やジャカルタ（ジャワ島）と被災地であるパル（スラウェシ島）との間で合計約200tの救援物資（食料、水、テント、衣類など）、約400名の被災民などの輸送を実施した。